一人ひとりに合った学びの提供で

不登校の子どもの社会的な自立を目指す

不登校*'は、以前は「登校拒否」などと言われ、問題行動と捉えられてきたが、今はより幅広い現象を含むものとして「不登校」の表現が用いられている。そうした状況の中、不登校の子どもに対してどのような支援、学びの場が求められているのかについて、文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議」委員でもある伊藤美奈子教授及び東海地区初の公立の不登校特例校として設置された岐阜市立草潤中学校・同市教育委員会に話を聞いた。

提言

不登校の子どもの言葉に耳を傾け、 自立を支援する環境の整備を

奈良女子大学 研究院生活環境科学系 教授 伊藤美奈子 いとう・みなこ

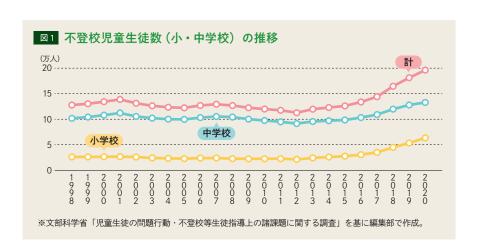
奈良女子大学臨床心理相談センター長。文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議」委員。高校の国語科教諭として教壇に立った後、京都大学大学院教育学研究科博士課程を修了。慶應義塾大学教職課程センター教授などを経て現職。専門は、教育臨床(学校現場での心理臨床実践)、発達臨床(思春期以降の心理と支援)。著書に『不登校一その心もようと支援の実際』(金子書房)、『スクールカウンセラーの仕事』(岩波書店)など。



多様化する不登校の原因 大切なのは本人の困り感の理解

2016年に公布された教育機会確保法*2の基本方針には、不登校について「どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよ

う配慮」し、「登校という結果のみを 目標にするのではなく(中略)、社会 的に自立することを目指す必要があ る」と明記されています。また、文 部科学省の調査によると、小・中学 校における不登校児童生徒数は8年 連続で増加し、2020年度は過去最多 の19.6万人となっています(図1)。



他方、不登校は社会全体で向き合うべき問題であるにもかかわらず、教育機会確保法の理念は浸透しているとはいえない状況です。「不登校はその子ども自身の問題である」「不登校が問題でないのなら何もしなくてよい」と誤解している人も少なくありません。子どもが学校に行きたいのに行けないのであれば、そこに何らかの事情があるはずですから、それを解決するための支援を行う必要があるのです。

不登校の子どもたちと話すと、「行けるものなら行きたい。でも、行きたいと言ったら自分にプレッシャーがかかるから言えない」と苦しむ声をよく聞きます。また、学校に行かずに家にいるからといって、心が安らいでいるとは限りません。学校に行かずにゲームにのめり込んでいる

^{* 1} 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは登校したくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気 や経済的な理由による者を除いたもの。 * 2 正式名称は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」。

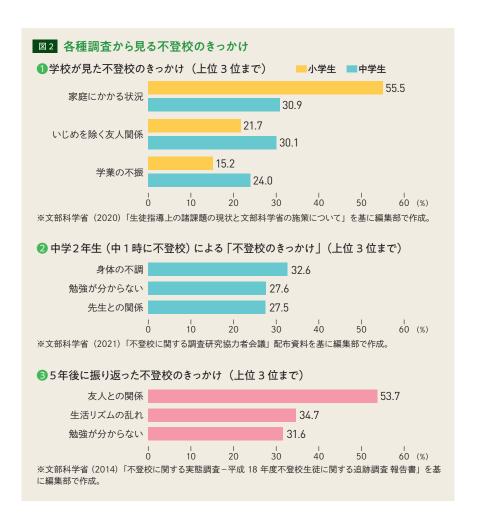
のは、楽しんでいるのではなくて、 何もしていないといろいろ考えてし まうからであり、ある種の避難行動 になっている面もあります。

そもそも、不登校の原因は、子ど もによって様々です。いじめ、発達 障害などを背景とした生きづらさ、 友だちや教員との人間関係、貧困、 虐待、精神病理。さらにヤングケア ラーの問題もあります。不登校のきっ かけについての調査(図2)からも、 学校は最大の原因は家庭状況で、次 いで友だち関係にあると考え(1)、 子どもは身体の不調や勉強・先生の ことが原因だと考え(2)、しかし、 5年後に振り返るとそれらよりも友 だちとの関係が原因のように思える (3) ……。これらのことが示すよう に、不登校の原因は1つに特定でき ないことが少なくないのです。

ですから、教員は原因を特定することだけに固執せず、その子が今何に困っているかを聴くことが大切いった原因があれば早急に解決しなけければなりません。しかし、そうしの因りません。とっても、子どもの困りをとえて負などが分かってきまなくでも、どのような支援を行えば、やっられるようになるはずです。

学校復帰のみではなく 社会的自立を支援する

教育機会確保法では、不登校の子どもにとって、学校復帰がすべてではないという考え方から、多様な学びの場として、不登校特例校、教育支援センター、学校以外の場(民間のフリースクールを含む)などの整



備を求めていますが、まだ十分ではありません。例えば、フリースクールでは、その子の学齢と同じ教科では、その子の学齢と同じ教科ではいるければ出席としてが見られます。それでは子どもたちの学びのしませんとなっているとはいえませんしているとはいえませんしているとはいえませんしているとはいえません。不登校復帰のみではなって、社会がである現状を認めることの方が大切だと考えます。

教育委員会に期待するのは、現場の先生方に教育機会確保法の理念を正しく伝えることです。また、担任の先生が1人で抱え込まないで済むように、養護教諭やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによるチーム支援を促進し、ケース会議の持ち方についても現場に伝えて

ほしいと思います。ある学校では、 校務の割りあての際に、不登校を主 担当とする先生の校務を軽減するよ うに配慮しています。さらに、不登 校について、学年主任や生徒指導担 当、管理職など、経験豊富な先生方 が必ずサポートに入るようにしてい る学校もあります。このように、チー ムとして不登校に対応している事例 を紹介することで、現場の先生方の 支援にもつながると思います。

今後、不登校の子どもへの支援体制を充実させた特例校が拡充していくことが考えられますが、各自治体には並行して、フリースクールなどとの連携を模索することが求められます。学校外の学びが出席扱いになることで、学びの意欲が高まる子どもはたくさんいます。社会的自立に至る様々な道を提示し、子どもたちを支援していってほしいと思います。